

宮崎市規則第3号

宮崎市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宮崎市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成26年条例第113号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(風致地区についての種別ごとの区域の指定等)

第2条 市長は、条例第2条の規定により風致地区について種別ごとの区域を指定しようとするときは、あらかじめ、当該風致地区の名称及び種別ごとの区域を告示し、当該指定の案を当該告示の日から2週間公衆の縦覧に供するものとする。

2 前項の規定による告示があったときは、当該風致地区内の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された指定の案について、市長に意見書を提出することができる。

3 市長は、風致地区について種別ごとの区域を指定するときは、その旨を告示するものとする。

4 風致地区についての種別ごとの区域の指定は、前項の告示によってその効力を生ずる。

5 前各項の規定は、風致地区についての種別ごとの区域の変更について準用する。

(許可の申請等)

第3条 条例第3条第1項の規定による許可の申請は、風致地区内行為許可申請書（様式第1号）により行わなければならない。

2 前項の申請書には、建築物等計画書（様式第2号）及び図面（別表第1の行為の種類のカラムに掲げる区分に応じ、それぞれ同表の図面の種類のカラムに掲げるものをいう。以下同じ。）を添付しなければならない。

3 市長は、条例第3条第1項の許可をしたときは、風致地区内行為許可書（様式第3号）を第1項の規定による申請をした者に交付するものとする。

(標識の設置)

第4条 条例第3条第1項の許可を受けた者(以下「行為者」という。)は、当該許可に係る行為(以下「許可行為」という。)の着手の日から完了の日まで、許可行為を行う場所で公衆の見やすい位置に、標識(様式第4号)を設置しなければならない。

(条例第3条第2項第11号の規則で定める基準)

第5条 条例第3条第2項第11号の規則で定める基準は、別表第2のとおりとする。

(住所氏名の変更の届出)

第6条 行為者は、自己の住所又は氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名)を変更したときは、遅滞なく、住所氏名変更届(様式第5号)により、市長に届け出なければならない。

(許可行為の中止の届出)

第7条 行為者は、許可行為を中止したときは、遅滞なく、風致地区内行為中止届(様式第6号)により、市長に届け出なければならない。

(許可行為の完了の届出)

第8条 行為者は、許可行為を完了したときは、完了の日から7日以内に、風致地区内行為完了届(様式第7号)により、市長に届け出なければならない。

(許可を要しない法人)

第9条 条例第4条前段の規則で定める法人は、次に掲げる者とする。

- (1) 独立行政法人都市再生機構
- (2) 独立行政法人森林総合研究所
- (3) 独立行政法人労働者健康福祉機構
- (4) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- (5) 独立行政法人水資源機構
- (6) 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- (7) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (8) 独立行政法人環境再生保全機構
- (9) 独立行政法人国立病院機構

(10) 宮崎県住宅供給公社

(国等の機関が行う行為の協議)

第10条 条例第4条後段の規定による協議は、風致地区内行為協議書(様式第8号)により行わなければならない。

2 前項の協議書には、建築物等計画書(様式第2号)及び図面を添付しなければならない。

(道路の新設等に係る行為の通知)

第11条 条例第5条第2項本文の規定による通知は、風致地区内行為通知書(様式第9号)により行わなければならない。

2 前項の通知書には、建築物等計画書(様式第2号)及び図面を添付しなければならない。

(地位承継の届出等)

第12条 条例第8条第1項後段の規定による届出は、地位承継届(様式第10号)に相続人その他の一般承継人であることを証する書類を添付して行わなければならない。

2 条例第8条第2項の規定による承認の申請は、地位承継承認申請書(様式第11号)に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

(1) 所有権その他許可行為を行う権原を取得した者であることを証する書類

(2) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、条例第8条第2項の承認をしたときは、地位承継承認書(様式第12号)を前項の規定による申請をした者に交付するものとする。

(身分証明書)

第13条 条例第10条第2項に規定する証明書は、身分証明書(様式第13号)によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(風致地区内における建築等の規制に関する条例施行細則の廃止)

2 風致地区内における建築等の規制に関する条例施行細則(平

成 1 2 年規則第 3 9 号) は、廃止する。

別表第 1 (第 3 条関係)

行為の種類	図面の種類	図面に明示しなければならない事項	縮尺	
建築物等の新築、改築、増築又は移転	付近見取図	方位 施行箇所 道路・建物その他目標となる地物		
	配置図	方位 縮尺 敷地境界線 敷地に接する道路 既存工作物 木竹現況 植栽計画	200分の1以上	
	建築物等	平面図	方位 縮尺	200分の1以上
		立面図	縮尺 材料の種類 仕上方法 色彩(着色の上日本工業規格Z8721に定める3属性の値(以下「マンセル値」という。))を記載すること。)	200分の1以上
	構造図	縮尺 材料の種類	50分の1以上	
宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更又は土石の類の採取	付近見取図	方位 施行箇所 道路・建物その他目標となる地物		
	平面図(現況及び計画)	方位 縮尺 施工区域 敷地境界線 等高線 附帯工作物 木竹現況又は植栽計画	600分の1以上	
	縦横断面図	縮尺 現況線 計画線 附帯工作物	200分の1以上	
	構造図	縮尺 材料の種類	200分の1以上	
水面の埋立て又は干拓	付近見取図	方位 施行箇所 道路・建物その他目標となる地物		
	平面図	方位 縮尺 施工区域 敷地境界線 等高線 附帯工作物 植栽計画	600分の1以上	
	縦横断面図	縮尺 現況線 計画線 附帯工作物	200分の1以上	
	構造図	縮尺 材料の種類	200分の1以上	
木竹の伐採	付近見取図	方位 伐採箇所 道路・建物その他目標となる地物		
	平面図	方位 縮尺 伐採区域 敷地境界線 等高線	600分の1以上	
建築物等の色彩の変更	付近見取図	方位 施行箇所 道路・建物その他目標となる地物		
	配置図	方位 縮尺 敷地境界線 敷地に接する道路 既存工作物 木竹現況 植栽計画	200分の1以上	
	立面図	縮尺 材料の種類 仕上方法 色彩(着色の上マンセル値を記載すること。)	200分の1以上	
土石、廃棄物又	付近見取図	方位 施行箇所 道路・建物その他目標となる地物		

は再生資源の堆積	平面図（現況及び計画）	方位 縮尺 施工区域 敷地境界線 等高線 附帯工作物 木竹現況又は植栽計画	600分の1以上
	縦横断面図	縮尺 現況線 計画線 附帯工作物	200分の1以上
	構造図	縮尺 材料の種類	200分の1以上

備考 必要に応じ現況写真を添付すること。

別表第2（第5条関係）

色相の区分	基準
R、YR	明度が2以上7以下で、かつ、彩度が4以下であること。
Y	明度が2以上7以下で、かつ、彩度が3以下であること。
その他	明度が2以上7以下で、かつ、彩度が2以下であること。

備考 色相、明度及び彩度は、マンセル値によるものとする。

様式第1号（第3条関係）

風致地区内行為許可申請書

年 月 日

宮崎市長 殿

住 所

申請者

氏 名

印

（法人にあつては、その主たる
事務所の所在地及び名称並び
に代表者の氏名）

宮崎市風致地区内における建築等の規制に関する条例第3条第1項の許可を受けたい
ので、次のとおり申請します。

風 致 地 区 の 名 称 及 び 種 別	名 称	風致地区	※ 種 別	第 1 2 種
行 為 地 の 所 在	宮崎市			
※ 許 可 を 受 け よ う と す る 行 為 の 種 類	1 建築物 その他の工作物 新築 改築 増築 移転 2 宅地の造成 土地の開墾 その他の土地の形質の変更 3 水面の埋立て 干拓 4 木竹の伐採 5 土石の類の採取 6 建築物等の色彩の変更 7 屋外における土石、廃棄物、再生資源の堆積			
行 為 の 目 的				
着 手 ・ 完 了 予 定 年 月 日	着手 完了	年	月	日
備 考				

注意事項

- ※印の欄は、該当する事項を○で囲むこと。
- 備考の欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨を記載すること。

様式第2号(その1)(第3条、第10条、第11条関係)

建築物等計画書
(建築物用)

敷地	現況及び木竹の概要		※ 土地の形質の変更の有無	有・無	
			地目		
			面積	m ²	
建築物	※ 用途	1住宅 2店舗 3工場 4倉庫 5その他 ()	行為に係る部分の面積	m ²	
			既存建築物の用途及び面積		
	構造	造り 地上 階 地下 階建て			
	屋根材料及び仕上げ		屋根の色彩	マンセル値 ()	
	壁材料及び仕上げ		外壁の色彩	マンセル値 ()	
	高さ	m	道路までの距離	m	
	隣地までの距離	m	費用の概算	円	
建築面積の敷地面積に対する割合		施行前	%	施行後	%
敷地内の木竹の処理及び植栽計画					
施行責任者	住所	(法人にあっては、その主たる事務所の所在地) (電話)			
	氏名	(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)			
備考					

注意事項

- ※印の欄は、該当する事項を○で囲むこと。
- () 内には、必要な事項を記載すること。
- 現況及び木竹の概要の欄には、土地の形質、周辺道路との高低差及び木竹の概況を記入すること。

様式第2号(その2)(第3条、第10条、第11条関係)

建築物等計画書
(工作物用)

敷地	現況			
	道路との関係 (高低差)	m	敷地面積	m ²
	※土地の形質の 変更の有無	有・無	地目	
工作物	種類及び用途			
	※ 工事の種別	新築 改築 増築 移転		
	構造の概要 (規模、主要材料、仕上等)			
	意匠の概要 (形状、色彩等)	(色彩にあつては、マンセル値を記載すること。)		
敷地内の木竹の処理 及び施行後の植栽計画				
施行責任者	住所	(法人にあつては、その主たる事務所の所在地) (電話)		
	氏名	(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)		
備考				

注意事項 ※印の欄は、該当する事項を○で囲むこと。

様式第2号(その3)(第3条、第10条、第11条関係)

建築物等計画書
(宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更用)

行為 地	現況			
	面積	m ²	地目	
施行 方法	のり面の高さ	最高	m	
	付帯工作物 (擁壁、給排水関係等)			
	植栽計画	緑地率 %		
跡地の処理方法				
施行責任者	住所	(法人にあっては、その主たる事務所の所在地) (電話)		
	氏名	(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)		
備考				

様式第2号（その4）（第3条、第10条、第11条関係）

建築物等計画書
（水面の埋立て又は干拓用）

行為 地	現況			
	面積	m ²	地目	
埋立て又は干拓の面積		m ²		
埋立て又は干拓の方法				
付帯工作物（土留、給排水関係等）				
埋立て又は干拓後の植栽計画等				
施行責任者	住所	（法人にあっては、その主たる事務所の所在地） （電話 ）		
	氏名	（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）		
備考				

様式第2号（その5）（第3条、第10条、第11条関係）

建築物等計画書
（土石の類の採取用）

行為地	現況			
	面積	m ²	地目	
施行方法	採取物件名		のり 法面の高さ	最高 m
	採取量	m ²	採取面積	m ²
	採取及び搬方 法		※ 木竹の伐採の 有 無	有 ・ 無
跡地の処理方法				
施行責任者	住所	(法人にあっては、その主たる事務所の所在地) (電話)		
	氏名	(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)		
備考				

注意事項 ※印の欄は、該当する事項を○で囲むこと。

様式第2号（その6）（第3条、第10条、第11条関係）

建築物等計画書
（木竹の伐採用）

行為地の現況	森林面積	m ²		
	樹種			
	樹齢			
施行方法	※伐採方法	1 皆伐 2 択伐 3 間伐 4 その他（ ）		
	樹種		樹高	m
	伐採面積	m ²	伐採量	m ³ %
跡地の処理方法				
施行責任者	住所	(法人にあっては、その主たる事務所の所在地) (電話)		
	氏名	(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)		
備考				

注意事項 ※印の欄は、該当する事項を○で囲み、（ ）内に必要な事項を記入すること。

様式第2号（その7）（第3条、第10条、第11条関係）

建築物等計画書
（建築物等の色彩の変更用）

※ 建築物等の種類	住家 非住家（ ） 建築物以外の の工作物（ ）
色彩変更の箇所	
現在の色彩	
変更後の色彩	マンセル値（ ）
材料及び施行方法	
施行責任者	住所 （法人にあつては、その主たる事務所の所在地） （電話 ）
	氏名 （法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）
備考	

注意事項

- ※印の欄は、該当する事項を○で囲むこと。
- （ ）内には、必要な事項を記入すること。

様式第2号（その8）（第3条、第10条、第11条関係）

建築物等計画書

（屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積用）

行為地	現況			
	面積	m ²	地目	
施行方法	堆積物件名		堆積物の高さ	最高 m
	堆積量	m ³	堆積面積	m ²
	堆積及び運搬方法		※ 木竹の伐採の有 無	有 ・ 無
跡地の処理方法				
施行責任者	住所	(法人にあっては、その主たる事務所の所在地) (電話)		
	氏名	(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)		
備考				

注意事項 ※印の欄は、該当する事項を○で囲むこと。

様式第3号（第3条関係）

風致地区内行為許可書

指令第 号
年 月 日

住 所
申請者
氏 名

宮崎市長 印

年 月 日付けで申請のあった風致地区内における行為については、宮崎市風致地区内における建築等の規制に関する条例第3条第1項の規定により、次のとおり許可します。

許 可 行 為	
行 為 地	宮崎市
許 可 の 条 件	
備 考	

様式第4号（第4条関係）

標 識

風致地区内行為許可済		
許 可 行 為		
許 可 年 月 日	年 月 日	
番 号	指令第 号	
行 為 者	住 所	(法人にあっては、その主たる事務所の所在地) (電話)
	氏 名	(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)
行 為 地	宮崎市	
行 為 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
施 行 責 任 者	住 所	(法人にあっては、その主たる事務所の所在地) (電話)
	氏 名	(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)
現 場 管 理 者	氏 名	

← 35センチメートル以上 →

25
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル
以
上

注意事項 木板、プラスチック板その他これらに類するものに記載すること。

様式第5号（第6条関係）

住 所 氏 名 変 更 届

年 月 日

宮崎市長 殿

住 所

届出者

氏 名

（法人にあつては、主たる事務所
所の所在地及び名称並びに代
表者の氏名）

宮崎市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則第6条の規定により、
次のとおり届け出ます。

許 可 行 為	
許 可 年 月 日	年 月 日
番 号	指令第 号
行 為 地	宮崎市
変更前の住所又は氏名	（法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名）
変更後の住所又は氏名	（法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名）
備 考	

様式第6号（第7条関係）

風致地区内行為中止届

年 月 日

宮崎市長 殿

住 所

届出者

氏 名

（法人にあつては、主たる事務
所の所在地及び名称並びに代
表者の氏名）

許可行為を中止しましたので、宮崎市風致地区内における建築等の規制に関する条例
施行規則第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

許 可 行 為	
許 可 年 月 日	年 月 日
番 号	指令第 号
行 為 地	宮崎市
中 止 の 理 由	
行為地及びその 周辺の土地にお ける風致の維持 のためにとつた 措 置	
備 考	

様式第7号（第8条関係）

風致地区内行為完了届

年 月 日

宮崎市長 殿

住 所

届出者

氏 名

（法人にあつては、主たる事務所
所の所在地及び名称並びに代
表者の氏名）

許可行為を完了しましたので、宮崎市風致地区内における建築等の規制に関する条例
施行規則第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

許 可 行 為	
許 可 年 月 日	年 月 日
番 号	指令第 号
行 為 地	宮崎市
行為 着手 年月日 完了	着手 年 月 日 完了 年 月 日
施 行 者 責 任 者	住 所 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地) (電話)
	氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
備 考	

様式第8号（第10条関係）

風致地区内行為協議書

年 月 日

宮崎市長 殿

住 所

協議者

氏 名

印

（法人にあつては、その主たる
事務所の所在地及び名称並び
に代表者の氏名）

宮崎市風致地区内における建築等の規制に関する条例第4条後段の規定により、次のとおり協議します。

風 致 地 区 の 名 称 及 び 種 別	名 称	風致地区	※ 種 別	第 1 2 種
行 為 地 の 所 在	宮崎市			
※ 協 議 す る 行 為 の 種 類	1 建築物 その他の工作物 新築 改築 増築 移転 2 宅地の造成 土地の開墾 その他の土地の形質の変更 3 水面の埋立て 干拓 4 木竹の伐採 5 土石の類の採取 6 建築物等の色彩の変更 7 屋外における土石、廃棄物、再生資源の堆積			
行 為 の 目 的				
着 手 ・ 完 了 予 定 年 月 日	着手 完了	年	月	日
備 考				

注意事項

- ※印の欄は、該当する事項を○で囲むこと。
- 備考の欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨を記載すること。

様式第9号（第11条関係）

風致地区内行為通知書

年 月 日

宮崎市長 殿

住 所

通知者

氏 名

印

（法人にあつては、その主たる
事務所の所在地及び名称並び
に代表者の氏名）

宮崎市風致地区内における建築等の規制に関する条例第5条第2項本文の規定により、
次のとおり通知します。

風 致 地 区 の 名 称 及 び 種 別	名 称	風致地区	※ 種 別	第 1 2 種
行 為 地 の 所 在	宮崎市			
※ 通 知 す る 行 為 の 種 類	1 建築物 その他の工作物 新築 改築 増築 移転 2 宅地の造成 土地の開墾 その他の土地の形質の変更 3 水面の埋立て 干拓 4 木竹の伐採 5 土石の類の採取 6 建築物等の色彩の変更 7 屋外における土石、廃棄物、再生資源の堆積			
行 為 の 目 的				
着 手 ・ 完 了 予 定 年 月 日	着手 完了	年 月 日	年 月 日	日 日
備 考				

注意事項

- 1 ※印の欄は、該当する事項を○で囲むこと。
- 2 備考の欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨を記載すること。

様式第10号（第12条関係）

地 位 承 継 届

年 月 日

宮崎市長 殿

住 所

届出者

氏 名

（法人にあつては、その主たる
事務所の所在地及び名称並び
に代表者の氏名）

宮崎市風致地区内における建築等の規制に関する条例第8条第1項後段の規定により、
次のとおり届け出ます。

許 可 行 為	
許 可 年 月 日	年 月 日
番 号	指令第 号
行 為 地	宮崎市
被承継人	住所 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地) (電話)
	氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
承 継 の 原 因	
承 継 年 月 日	
備 考	

添付書類 相続人その他の一般承継人であることを証する書類

様式第11号（第12条関係）

地位承継承認申請書

年 月 日

宮崎市長 殿

住 所

申請者

氏 名 印

（法人にあつては、その主たる
事務所の所在地及び名称並び
に代表者の氏名）

宮崎市風致地区内における建築等の規制に関する条例第8条第2項の規定により、次のとおり申請します。

許 可 行 為	
許 可 年 月 日	年 月 日
番 号	指令第 号
行 為 地	宮崎市
行 為 者	住所 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地) (電話)
	氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
承継申請の理由	
取 得 年 月 日	
備 考	

添付書類

- 1 所有権その他許可行為を行う権原を取得した者であることを証する書類
- 2 その他市長が必要と認める書類

様式第12号（第12条関係）

地 位 承 継 承 認 書

年 月 日

住 所
申請者
氏 名

宮崎市長 印

年 月 日付けで申請のあった地位の承継については、宮崎市風致地区内における建築等の規制に関する条例第8条第2項の規定により、次のとおり承認します。

許 可 行 為	
行 為 地	宮崎市
承 継 の 条 件	
備 考	

様式第13号（第13条関係）

身 分 証 明 書

（表）

第 号	身 分 証 明 書	6 セ ン チ メ ー ト ル
所 属 職氏名		
年 月 日生		
上記の者は、宮崎市風致地区内における建築等の規制に関する条例第10条 第1項に規定する立入検査をする職員であることを証明する。		
年 月 日		
	宮崎市長	印

9センチメートル

（裏）

宮崎市風致地区内における建築等の規制に関する条例（抜粋）

（立入検査）

第10条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、第3条第1項各号に掲げる行為に係る土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている工事の状況を検査することができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。